



島根県報

平成24年11月26日（月）

第 2, 4 4 7 号

（毎週火・金曜日発行）

<http://www.pref.shimane.lg.jp/>

目 次

【告 示】

青少年に販売してはならない図書類	（青少年家庭課）	2
解除予定保安林（2件）	（森林整備課）	2
大規模小売店舗立地法第6条第1項の規定による大規模小売店舗に係る事項の変更の届出	（中小企業課）	3
地籍調査の成果の認証	（用地対策課）	4

【特定調達公告】

島根県立美術館空冷スクリーンヒートポンプチラー再整備業務に係る随意契約の相手方等	（文化国際課）	5
--	---------	---

告 示**島根県告示第640号**

島根県青少年の健全な育成に関する条例（昭和40年島根県条例第21号）第6条第1項の規定により、次の図書類を青少年に販売し、頒布し、又は貸し付けてはならない図書類として指定するので、同条例第27条の規定により告示する。

平成24年11月26日

島根県知事 溝 口 善兵衛

指定番号	種類	図 書 名 称	発行・出版社名	指定の理由
16003	雑誌	裏仕事師	㈱三オブックス	青少年の性的感情を著しく刺激し、粗暴性を著しく助長し、又は残虐性を助長し、その健全な育成を阻害するおそれがある。
16004	雑誌	図解アリエナイ理科ノ教科書ⅢC	〃	
16005	書籍	人殺し大百科 <新装版>	㈱データハウス	
16006	書籍	今どきの拷問術 <増補版>	〃	
16007	書籍	ドラッグの教科書	〃	
16008	書籍	非合法ドラッグ教本	〃	
16009	雑誌	極選20連発!!おねだり素人娘の発情コレクション	㈱竹書房	
16010	雑誌	男と女の交差点 迷惑な人妻編	㈱日本文芸社	
16011	雑誌	m i n i パラ 12月号	㈱竹書房	
16012	雑誌	無敵恋愛エス・ガール 12月号	ぶんか社	
16013	雑誌	恋愛天国 (パラダイス) 12月号	㈱竹書房	

島根県告示第641号

次の保安林を解除予定保安林にする旨の通知を受けたから、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示する。

平成24年11月26日

島根県知事 溝 口 善兵衛

- 1 解除予定保安林の所在場所
雲南市大東町下久野1097-7
- 2 保安林として指定された目的
水源の涵養^{かん}
- 3 解除の理由
道路用地とするため

島根県告示第642号

次の森林を解除予定保安林としたから、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の2第1項の規定により告示する。

平成24年11月26日

島根県知事 溝 口 善兵衛

- 1 (1) 解除予定保安林の所在場所
浜田市金城町波佐イ1319-54・イ1319-55（以上2筆について次の図に示す部分に限る。）、イ1319-57、イ1319-58

- (2) 保安林として指定された目的
水源の涵養^{かん}
- (3) 解除の理由
道路用地とするため
- 2(1) 解除予定保安林の所在場所
浜田市金城町波佐イ1319-54・イ1319-55（以上2筆について次の図に示す部分に限る。）、イ1319-58
- (2) 保安林として指定された目的
公衆の保健
- (3) 解除の理由
道路用地とするため
- （「次の図」は、省略し、その図面を島根県庁及び浜田市役所に備え置いて縦覧に供する。）

島根県告示第643号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定による届出があったので、同条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により、次のとおり告示し、関係書類を縦覧に供する。

なお、この告示に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、この告示の日から4月以内に、次の4に定めるところにより意見を述べることができる。

平成24年11月26日

島根県知事 溝 口 善兵衛

1 届出の概要

- (1) 大規模小売店舗の名称及び所在地
協同組合大社ショッピングセンター 出雲市大社町北荒木625番地2
- (2) 大規模小売店舗を設置する者の名称及び代表者の氏名並びに住所
協同組合大社ショッピングセンター 代表理事 室家 隆一 島根県出雲市大社町北荒木625番地2
株式会社フーズマーケットホック 代表取締役社長 南脇 政文 島根県安来市赤江町1448番地1
- (3) 変更した事項
- ア 大規模小売店舗を設置する者の名称及び代表者の氏名並びに住所
（変更前）協同組合大社ショッピングセンター 代表理事 祝部 福重 島根県出雲市大社町北荒木625番地2
（変更後）協同組合大社ショッピングセンター 代表理事 室家 隆一 島根県出雲市大社町北荒木625番地2
株式会社フーズマーケットホック 代表取締役社長 南脇 政文 島根県安来市赤江町1448番地1
- イ 当該大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名
（変更前）
- | | | |
|-------------|--------------------|-------|
| (株) やまもと | 島根県出雲市大社町北荒木1138-1 | 山本 勇二 |
| (株) 天渡屋 | 島根県出雲市大社町修理免730-6 | 祝部 福重 |
| (株) ミートキャトル | 島根県出雲市大社町修理免791 | 井上 欣尚 |
| (有) 三鈴 | 島根県出雲市小山町140-4 | 三谷 正之 |
| (有) いわいや | 島根県出雲市大社町杵築南860-7 | 岩井 昭夫 |
| (有) むろや呉服店 | 島根県出雲市大社町杵築南1017 | 室家 隆一 |
| (有) 堀江薬局 | 島根県出雲市大社町杵築南1370-2 | 堀江 雅嗣 |
| 吉村時計店 | 島根県出雲市大社町杵築南1048 | 吉村 彰祐 |
| (有) 片岡屋吉兵衛 | 島根県出雲市大社町杵築南1477 | 片岡 敏夫 |

(有) 石飛生花店	島根県松江市東朝日町219-2	石飛 照夫
(有) フジ電器	島根県出雲市小山町300-5	石田 晴吾
(有) だいきん冷蔵 曾田酒店	島根県出雲市大塚町782-5	今岡 博寿
(有) 八雲	島根県出雲市大社町修理免582	曾田 進
(有) エル商事	島根県出雲市高松町778-1	園山 正彦
(変更後)	島根県出雲市大社町北荒木625-2	祝部 福重
(株) やまもと	島根県出雲市大社町北荒木1138-1	山本 勇二
(有) いわいや	島根県出雲市大社町杵築南860-7	岩井 敬
(有) むろや呉服店	島根県出雲市大社町杵築南1017	室家 隆一
(有) 堀江薬局 吉村時計店	島根県出雲市大社町杵築南1370-2	堀江 昭佳
(有) 石飛生花店	島根県出雲市大社町杵築南1048	吉村 彰祐
(有) フジ電器	島根県松江市東朝日町219-2	石飛 照夫
(有) エル商事	島根県出雲市小山町300-5	石田 晴吾
コンサルボ大社店	島根県出雲市大社町北荒木625-2	石田 晴吾
a t s u a t s u	島根県出雲市大塚町718-3	園山 正人
(有) ハイカラド	島根県出雲市大社町杵築東28-1	前島 淳
(株) ネクステージ	島根県大田市大田町大田380-1	山崎 もとみ
(株) フーズマーケットホック	島根県出雲市斐川町荘原2941	手銭 薫
	島根県安来市赤江町1448番地1	南脇 政文

(4) 変更の年月日

平成24年11月15日

2 届出年月日

平成24年11月14日

3 届出及び添付書類の縦覧場所

出雲市産業観光部産業振興課（出雲市今市町70番地）

4 意見書の提出先、意見書に記載すべき事項等

(1) 意見書の提出先

松江市殿町1番地 島根県商工労働部中小企業課

(2) 意見書に記載すべき事項

ア 氏名及び住所（団体にあつてはその名称、代表者の氏名及び住所、法人にあつてはその名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）

イ アの記載事項についての公表の意思の有無

ウ 意見書の対象となる大規模小売店舗の名称及び所在地

エ 意見の内容

オ 意見を述べる理由

(3) その他

意見書に記載する氏名は、自署によること。

島根県告示第644号

国土調査法（昭和26年法律第180号）第19条第2項の規定により、地籍調査の成果を次のとおり認証したので、同条第

4項の規定により告示する。

平成24年11月26日

島根県知事 溝口善兵衛

調査を行った者の名称	調査を行った時期	成果の名称		調査を行った地域	認証年月日
		地籍図	地籍簿		
邑智郡邑南町	平成14年度～24年度	61枚	2冊	日貫I	平成24年11月13日
邑智郡邑南町	平成20年度～23年度	31枚	1冊	上亀谷1	平成24年11月13日
飯石郡飯南町	平成18年度～22年度	18枚	1冊	頓原10	平成24年11月13日
飯石郡飯南町	平成21年度～23年度	56枚	1冊	頓原11	平成24年11月13日
出雲市	平成22年度～23年度	23枚	1冊	吉野③	平成24年11月13日
出雲市	平成22年度～23年度	8枚	1冊	吉野④	平成24年11月13日
出雲市	平成22年度～23年度	17枚	1冊	吉野右岸②	平成24年11月13日
出雲市	平成22年度～23年度	26枚	1冊	吉野左岸②	平成24年11月13日

特 定 調 達 公 告

次のとおり随意契約の相手方を決定したので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第11条及び物品等又は特定役務の調達手続に係る島根県会計規則の特定を定める規則（平成7年島根県規則第83号）第9条の規定により、次のとおり公告する。

平成24年11月26日

島根県知事 溝口善兵衛

1 役務の名称及び数量

島根県立美術館における空冷スクリーンヒートポンプチラー再整備業務

2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地

島根県環境生活部文化国際課 島根県松江市殿町1番地

3 随意契約の相手方を決定した日

平成24年11月2日

4 随意契約の相手方の氏名及び住所

兵庫県神戸市中央区脇浜町2丁目10番26号 株式会社神戸製鋼所

5 随意契約に係る契約金額

25,515,000円

6 契約の相手方を決定した手続

随意契約

7 随意契約とした理由

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第10条第1項第2号の規定による。